

◎二十六番（吉田英策君）日本共産党の吉田英策です。通告に従い、質問をいたします。

まず、福島県沖の地震についてです。

二月十三日深夜に起きた福島県沖の地震は、県内に大きな被害をもたらしました。被害に遭われた方々に心よりお見舞いを申し上げます。

県民は、東日本大震災、原発事故、台風被害、新型コロナウイルス、そして今回の福島県沖の地震と、二重三重の被害を受け続けています。

私は、地震直後、相馬市を訪ね、被害調査を行い、市の担当者からお話を伺いました。避難所の開設、ブルーシートの配布、被害調査など、生活再建のための取組が急速に進められる一方で、多数の家屋がブルーシートで覆われるなど、被害の生々しさがうかがわれました。

今回の地震では、現在八市九町が災害救助法の適用を受けています。調査が進めば、被害がさらに広がることも予想され、被災者及び被災自治体への迅速な支援が求められます。

そこで、二月十三日に発生した地震について、災害救助法を被害の実態に即して適用を拡大し、被災者を支援すべきと思いますが、県の考えをお聞きします。

被害程度が一〇％未満には、災害救助法も被災者生活再建支援法も適用になりません。広範囲にわたり、屋根瓦の被害など、支援法の適用にならない被害に見舞われています。

二月十三日に発生した地震について、被災者生活再建支援法の対象とならない世帯に対し県独自の見舞金を支給すべきと思いますが、県の考えをお聞きします。

これまで県内事業者は台風災害やコロナ禍で厳しい経営を強いられ、その上今回の地震によってさらに経営の困難さが続いています。事業の継承に

は思い切った支援策が求められます。

そうした中、政府は今回の地震を東日本大震災の余震としてグループ補助金の適用を発表いたしました。一刻も早い支援が求められます。

二月十三日に発生した地震について、被災した事業者の事業継続に特別の支援を行うべきと思いますが、県の考えをお聞きます。

住宅被害が大きい自治体では、罹災証明書の発行が遅れています。新型コロナウイルスや確定申告の時期と重なり、被害状況の把握や応急物資配布などの対応でも職員の手が取られています。また、被害判定ができる職員が不足しているともいいます。

そこで、二月十三日に発生した地震に係る住家の被害認定調査や罹災証明書の発行について市町村への人的支援を行うべきと思いますが、県の考えをお聞きます。

市町村が行う公共土木施設の被害状況調査を支援するため、県の技術職員を派遣すべきと思いますが、県の考えをお聞きます。

次に、原発問題についてです。

女川原発二号機は、事故を起こした東京電力福島第一原発と同じ型の原子炉です。震災時は、地震により一号機から三号機全てが緊急停止し、約十三メートルの津波に襲われ、二号機の原子炉建屋の地下は浸水しました。外部電源は、五系統のうち四系統が失われるなど、あわや重大事故直前の状況に至りました。

今年二月、原子力規制委員会は津波対策などを講じたとして二号機を新規制基準に適合としました。しかし、宮城県沖で今後三十年以内にマグニチュード七クラスの地震が起きる確率は九〇％という想定もあり、福島県は女川原発まで僅か七十六キロメートルです。

そこで、女川原発の再稼働に反対する立場を示すべきと思いますが、県の

考えをお聞きします。

柏崎刈羽原発の東電職員が昨年他職員のＩＤカードを使って中央制御室に不正に入室した問題は、最も安全が確保されなければならないはずの原子力発電所で起きた重大事象です。このずさんな対応は、東電の原発運転資格がないと言わざるを得ません。

さらに、原子力規制委員会は柏崎刈羽原発の保安規定変更案を了承、適格性をこの直後に認めています。規制機関としての役割を果たしているとは言えません。

県内原子力発電所のセキュリティ対策が確実に講じられるよう東京電力に求めるべきと思いますが、県の考えをお聞きします。

福島原発事故後、福島県は国内十三の原発立地県の中で唯一原発ゼロを実現しました。県議会をはじめ県内全ての自治体で全基廃炉を求める請願、意見書が採択され、オール福島の世論と運動が国、東電を追い詰めた結果です。

しかしその一方で、国や原発事業者により原発再稼働の動きが出てきており、許すことができません。福島原発事故により避難を余儀なくされた多くの被災者は十年たってもふるさとに戻れず、経済的にも精神的にも今なお苦しんでいるのです。

原発は、使用済み燃料や核のごみの処理すら決まっておらず、将来にわたる人間生活や地域環境を破壊します。原発に依存しない県づくりを目指す福島県は、国内原発ゼロの発信地となるべきです。

国に対して原発ゼロの決断を求めるべきと思いますが、知事の考えをお聞きします。

汚染水の海洋放出について、県民多数の声を無視して海洋放出を決定することは許されません。

漁業は、水揚げも事故前の一七・五％にとどまり、関連する水産加工業や仲卸、小売業も苦境の中にあります。四月から本格操業に向けて歩み出しているところであり、海洋放出はこうした努力を一瞬で崩すことになりません。海洋放出はせず、タンク保管を継続することです。

多核種除去設備等で処理した汚染水はタンクでの保管を継続するよう国に求めるべきと思いますが、県の考えをお聞きします。

次に、避難者支援についてです。

震災、原発事故から十年がたち、避難が長期化する下で、避難者の方々は精神的にも経済的にも追い詰められています。県が発表する避難者は三万六千人ですが、避難をしてふるさとに戻れない方はその二倍にも及びます。今でも多くの避難者は差別と分断に苦しめられています。

共同通信が昨年十一月に対面で行ったアンケートでは、「震災を思い出し、つらいと感ずることがある」は三割に上ります。昨年精神科医の蟻塚医師が行った浪江町避難者の大規模調査は、心に大きな傷を負った実態が浮き彫りになりました。浪江町の帰還困難区域の住民の約半数にPTSDが疑われ、三割近くが鬱病などの疑いがあると言われています。特に高齢者にとどまらず、現役世代で苦しむ姿が明らかになっています。

そこで、県内外に避難している被災者に対する心のケアを強化するため、専門医の配置などの支援を強めるべきと思いますが、県の考えをお聞きします。

災害公営住宅での孤独死が増えていることが報道され、それによると二〇一六年から二〇年までに五十二人の方が亡くなり、昨年は二十人と過去最多になりました。

災害公営住宅の約三割が独り住まいといえます。望まぬ避難生活の中で、身寄りもなく独り暮らしになっているのです。増える孤独死をなくすため

に、独り暮らしの避難者に対して支援員による日常的な見回りの実施が必要です。

そこで、公営住宅居住者の孤独死を防ぐため、生活支援相談員による支援を強化すべきと思いますが、県の考えをお聞きします。

次に、復興についてです。

復興を目的に浪江町棚塩地区に巨大酪農施設が計画されています。近隣の住民からは、環境への影響など不安が上がっています。計画は、約二十四ヘクタールに乳牛を約一千頭飼育し、牛乳を年間一万トン生産する見込みといえます。機械化を導入するなど、惨事便乗型の復興そのものです。

昨年七月には、棚塩地区六十一世帯中三十五世帯が反対の意思を示しています。酪農施設の整備は、住民の理解が得られていなければならず、住民無視の強引な建設はすべきではありません。

浪江町の大規模酪農施設は、地元合意がない中では建設を進めるべきではないと思いますが、県の考えをお聞きします。

次に、コロナ禍における雇用についてです。

コロナ禍の下で、飲食業や観光業は経営の危機に見舞われ、そこで働く労働者は雇用危機に直面しています。報道では、コロナを起因とする解雇、雇い止めは八万四千人を超え、非正規雇用労働者は四万人を超えています。この数字は、全国の労働局届出の数で、実際はこれを上回ると言われています。民間の推計では、パートやアルバイトとして働く女性のうち七・七％に当たる九十万人が時短やシフトの変更など、解雇に至らないまでも実質的な失業状態に追いやられています。

県内労働者は、原発事故、台風災害、コロナと二重三重の被害を受けています。県内の中小企業の状況と雇用の実態をつかみ、各種支援策などの継続を求めるべきです。

県は、コロナ禍における雇用状況をどのように把握しているのかお聞きします。

県が緊急雇用としている会計年度任用職員の採用枠を大きく増やすべきです。

解雇、雇い止めとなった労働者に対し、県が直接雇用を含めた緊急雇用事業を行うべきと思いますが、県の考えをお聞きします。

次に、再生可能エネルギーについてです。

いわき好間工業団地でエイブルエナジー合同会社によって十一万二千キロワットの出力で年間五十万トンの木質ペレットを輸入する大規模なバイオマス発電所の操業が予定されています。

バイオマス発電は、林業や農山村の活性化が期待される一方で、大規模発電は温暖化防止に逆行します。バイオマス発電は、燃料の木質ペレットなどを燃焼することにより大量の二酸化炭素を排出し、化石燃料より単位エネルギー当たりの二酸化炭素の排出量が多いと言われています。燃料の生産、加工、輸送の段階でも排出をします。

大規模なバイオマス発電は、大量の燃料を消費するため、海外の生産地では無秩序な森林伐採が大きな問題になっています。燃料輸入国の日本では、エネルギー生産において燃焼時の二酸化炭素排出量は算定されないのです。

大規模なバイオマス発電事業については、温室効果ガスによる環境への影響に配慮するよう事業者に求めるべきと思いますが、県の考えをお聞きします。

再エネ普及と同時に省エネの推進が必要です。県は、省エネルギー住宅改修補助事業を実施しています。屋根、天井、壁などの断熱、窓の断熱改修などへの補助で昨年度は二回にわたり応募を行い、百八戸の募集に対して応募は三百五十三戸と、募集数を大きく超えています。

民間住宅の省エネルギー改修に対する補助を拡充すべきと思いますが、県の考えをお聞きします。

次に、夏井川についてです。

夏井川の河川災害復旧事業について、「次の台風までに間に合うのか」、「河道掘削を早く終わらせてほしい」など、住民からは不安や要望が出されています。また、安心して住み続けるために、堤防については、市街地部分は河川側も住宅側もブロック張りで、より強固なものと望んでいます。台風被害を受けた長野県では、千曲川で堤防決壊箇所の前約五百メートルの表面全面をブロックで覆う工事をしています。

そこで、夏井川の改良復旧事業について、市街地の区間は堤防の両面全体をブロックで補強すべきと思いますが、県の考えをお聞きします。

夏井川の改良復旧事業について、工事の進捗状況を地域住民に分かりやすく説明すべきと思いますが、県の考えをお聞きします。

次に、小名浜港についてです。

知事は、二〇五〇年までに温室効果ガス実質ゼロを打ち出しました。この流れを加速させ、産業分野での排出量の削減に取り組まなければなりません。

福島県は、県内二か所のIGCC型石炭火力発電の推進のために小名浜港を石炭貨物のバルク港として整備を進めてきました。脱石炭の世界的な流れの中で、温室効果ガス実質ゼロのために小名浜港の性格の見直しが当然求められます。また、小名浜港で働く労働者の雇用や物流産業の保護も求められます。

石炭貨物が減少することが予想される中、小名浜港の位置づけを見直すべきと思いますが、県の考えをお聞きします。

次に、県立高等学校の統廃合についてです。

田島高等学校と南会津高等学校の統廃合は、教育のみならず地域の振興にも大きく影響し、バス路線の維持、伝統文化の継承、何よりもまちのぎわいなど人口減少対策に取り組む自治体に冷や水を浴びせることにもなり、地域の振興にも逆行します。

存続を求める住民は、県教育委員会に対して改革懇談会や住民説明会を引き続き実施することを求めています。改革懇談会や住民説明会は、合意ができるまで開催すべきです。

田島高等学校と南会津高等学校の統廃合については、改革懇談会を継続すべきと思いますが、県教育委員会の考えをお聞きします。

県立高等学校改革前期実施計画は凍結すべきと思いますが、県教育委員会の考えをお聞きします。

次に、イノシシ管理計画の見直しについてです。

イノシシ被害は、終息どころか広がっているなど、捕獲が不十分ではないかとの声が多数寄せられています。

県内農作物の鳥獣被害額は二〇一九年度一億七千万円余りで、この十年間では二番目に高くなっています。被害を抑えるためにも、県内のイノシシの生息数や適正個体数を明確にした対応とともに、狩猟者への支援が求められます。

実効性のあるイノシシ管理計画とするため、捕獲目標を明確にし、捕獲の強化を図るべきと思いますが、県の考えをお聞きします。

イノシシの狩猟捕獲に係る助成額を引き上げるべきと思いますが、県の考えをお聞きします。

最後に、核兵器禁止条約の署名、批准についてです。

核兵器の保有や使用、威嚇などが国際法の下で違法となる核兵器禁止条約が今年一月二十二日発効しました。世界唯一の戦争被爆国の日本が加盟し

ていないのは、被爆者の願いに逆行する異常な態度だと言わなければなりません。

核兵器廃絶を願う人々の運動で上野東照宮にともし続けてきた「広島・長崎の火」が原発被災地である檜葉町の宝鏡寺に「非核の火」としてともし続けることになりました。原発被災地に「非核の火」をともし続ける意義は大きいものがあります。

福島県は、核の被害を受けた県として、原発も原爆も人類とは共存できないとの立場に立つべきです。政府に署名、批准を求める自治体は五百十九自治体に上り、県内では二十五の自治体に上ります。福島県は、積極的な発言をすべきです。

そこで、核兵器禁止条約への署名、批准を国に求めるべきと思いますが、県の考えをお聞きます。

以上で私の質問を終わります。（拍手）

◎副議長（青木 稔君）執行部の答弁を求めます。

（知事内堀雅雄君登壇）

◎知事（内堀雅雄君）吉田議員の御質問にお答えいたします。

原子力政策につきましては、福島第一原発事故の現状と教訓を踏まえ、何よりも住民の安全・安心の確保を最優先に、国の責任において検討されるべきものと考えております。

県といたしましては、引き続きいまだ途上にある県内原発の全基廃炉に向けた取組を安全かつ着実に進めるよう国と東京電力に強く求めるとともに、再生可能エネルギーの飛躍的推進をはじめとした政策にしっかりと取り組み、原子力に依存しない社会づくりを実現してまいります。

その他の御質問につきましては、関係部長から答弁をさせます。

（総務部長佐藤宏隆君登壇）

◎総務部長（佐藤宏隆君）お答えいたします。

核兵器禁止につきましては、平成十二年七月に県議会において非核平和福島宣言が決議され、核兵器の廃絶を福島県民全ての願いとして希求することを宣言したところであります。

国においては、核兵器のない社会と恒久平和の実現が図られるよう、核軍縮に向けた議論を深めていくべきと考えております。

（危機管理部長大島幸一君登壇）

◎危機管理部長（大島幸一君）お答えいたします。

二月十三日に発生した地震につきましては、同日付で県内十七の自治体に災害救助法を適用したところであります。

今後は、市町村において実施している住家の被害認定調査の結果等を踏まえながら、国の制度要件を満たす場合には速やかに適用をまいります。

次に、県独自の見舞金の支給につきましては、現在市町村と連携して住家の被害認定調査に取り組んでいるところであり、被害状況に応じて様々な支援制度を活用しながら被災者の生活再建を支援してまいります。

次に、住家の被害認定調査等に係る市町村への人的支援につきましては、本日までに県職員を五つの自治体に延べ百三十二人派遣しているところであり、引き続き市町村と連携して被災者の生活再建の支援に取り組んでまいります。

次に、県内原子力発電所のセキュリティ対策につきましては、核物質に関わる犯罪行為等を防止するため非常に重要であると認識しております。

このため、東京電力に対し、セキュリティ対策の重要性について、廃炉に関わる東京電力社員をはじめとする全ての作業員が同じ認識を共有するための対策を徹底するよう求めてまいります。

次に、処理水の取扱いにつきましては、国の小委員会において、タンク保

管の継続を含む様々な処分方法やトリチウム分離技術の現状、さらには風評被害などの社会的観点も含め、専門家による総合的な検討を行い、報告書が取りまとめられたところであります。

引き続き、国の責任において、様々な意見を踏まえながら、慎重に対応方針を検討するよう求めてまいります。

（企画調整部長橘 清司君登壇）

◎企画調整部長（橘 清司君）お答えいたします。

女川原発の再稼働につきましては、原子力政策は福島第一原発事故の現状と教訓を踏まえ、何よりも住民の安全・安心の確保を最優先に、国の責任において検討されるべきものと考えております。

県といたしましては、引き続き原子力に依存しない社会づくりという本県復興の基本理念の下、再生可能エネルギーの導入拡大や水素エネルギーに関する取組を積極的に進めてまいりる考えであります。

（生活環境部長渡辺 仁君登壇）

◎生活環境部長（渡辺 仁君）お答えいたします。

大規模なバイオマス発電事業につきましては、これまでも環境影響評価手続の中で、現時点で利用可能な最良の技術の導入や今後得られる新たな技術の活用により、温室効果ガスの排出削減対策を講じることなどを事業者に求めてきたところであり、今後も環境への配慮を求めてまいります。

次に、イノシシの捕獲強化につきましては、管理計画において捕獲目標を年間二万五千頭とした上で最大限の捕獲を行うこととしており、前年度は過去最多となる約三万七百頭を捕獲し、今年度は十二月末現在で前年度の同時期を上回る捕獲を行っております。

新年度は、県の直接捕獲枠をさらに拡充するほか、新たにICT通信機器の貸出しにより捕獲従事者のわなの見回り負担を軽減するなど、捕獲の一

層の強化に取り組んでまいります。

次に、イノシシの狩猟捕獲に係る助成額につきましては、狩猟者の捕獲意欲を高めるため、これまで段階的に引上げを行ってまいりました。

これに加え、若手狩猟者のわな等の購入経費や第一種銃猟免許取得者の教習射撃代の支援など助成制度を充実させ、狩猟者の負担軽減にも取り組んでおり、今後とも狩猟者の支援に努めてまいります。

（保健福祉部長戸田光昭君登壇）

◎保健福祉部長（戸田光昭君）お答えいたします。

被災者に対する心のケアにつきましては、専門的知識を持って対応できる県内外の団体へ委託し、精神保健福祉士等による相談や市町村の保健師等が行う訪問活動への支援に取り組んでおります。

今後とも、関係機関と連携して相談活動等を継続し、不安や悩みを抱える被災者にきめ細かな支援を行ってまいります。

次に、生活支援相談員による支援につきましては、復興公営住宅の居住者は独り暮らしや高齢者の方が多いため、地域で孤立することがないよう訪問回数を増やしているほか、避難元と避難先の社会福祉協議会の生活支援相談員が連携して見守るなど、居住者の方が安心して暮らせるよう支援の充実に努めているところであります。

（商工労働部長宮村安治君登壇）

◎商工労働部長（宮村安治君）お答えいたします。

二月十三日に発生した地震の被災事業者への支援につきましては、先週二十六日に国が特例として措置すると発表した中小企業等グループ補助金を活用し、事業の再開、継続が図られるよう取り組んでまいります。

次に、コロナ禍における雇用状況につきましては、県が設置している中小企業労働相談所や県内八か所の就職相談窓口におけるきめ細かな相談を通

して労働者からの情報を直接収集しているほか、福島労働局や県労働委員会等と緊密に連携しながら把握に努めているところであります。

次に、緊急雇用事業につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により解雇や雇い止めによって職を失った方を対象に、六月から県の会計年度任用職員として直接雇用を行っているところであり、加えて十二月からは、さらに多くの雇用が可能となるよう、県の業務を受注する事業者が雇用する方式も実施しており、新年度においても引き続き就業機会の創出に努めてまいります。

（農林水産部長松崎浩司君登壇）

◎農林水産部長（松崎浩司君）お答えいたします。

浪江町の大規模酪農施設につきましては、浪江町が住民の戸別訪問や事業説明会を重ねた結果、おおむね地元の理解が得られたと判断して建設を進めようとしているものと受け止めております。

県といたしましては、浪江町の意向を尊重し、適切に対応してまいります。

（土木部長猪股慶藏君登壇）

◎土木部長（猪股慶藏君）お答えいたします。

福島県沖の地震に伴い、市町村が行う公共土木施設の被害状況調査につきまして、下水道管の調査に職員を派遣するなど技術的支援を行っております。

次に、民間住宅の省エネルギー改修につきましては、平成二十八年度から行っている戸建て住宅の断熱改修に対する補助を継続するとともに、関係団体と連携し、国の補助制度等を注視しながら省エネルギー改修を促進してまいります。

次に、夏井川の市街地の区間における改良復旧事業につきましては、決壊箇所において堤防の両面にブロックを設置することとしており、決壊箇所

に隣接する区間においては、川側の堤防のり面や住宅地側ののり面の下部にブロックを設置することとしております。

次に、夏井川の改良復旧事業の進捗状況につきましては、住民説明会や現場の公開に加え、住民に身近ないわき市内のスーパーにおける工事の状況を示したポスターの掲示などに取り組んでおり、引き続き進捗状況が地域住民に伝わるよう情報発信に努めてまいります。

次に、小名浜港につきましては、地域産業や東日本地域のエネルギー供給を支える国際物流拠点として国と連携を図りながら整備を進めており、今後とも多様な貨物需要に対応できるよう港湾機能の強化に取り組んでまいります。

（教育長鈴木淳一君登壇）

◎教育長（鈴木淳一君）お答えいたします。

田島高校と南会津高校の統合につきましては、改革懇談会等において統合校への通学を心配する御意見を多くいただいております。

このため、直接の当事者である中学生の進路選択に支障が出ないよう、寄宿舎の建設や通学費の助成について統合を前提として具体化を進めるとしたところであり、引き続き保護者や地域の皆様に丁寧の説明し、両校の統合について御理解をいただけるよう努めてまいります。

次に、県立高校改革につきましては、県内の中学校卒業生数が急速に減少する中にあっても、子供たちによりよい教育環境を提供していくために必要であると考えております。

このため、県立高等学校改革前期実施計画に基づき、全県的な再編整備を進めるとともに、改革懇談会でいただいた御意見を踏まえ、社会の変化に対応した魅力ある学校づくりを進めてまいりたいと考えております。

◎二十六番（吉田英策君）再質問をさせていただきます。

まず、知事に質問させていただきます。

原発ゼロを求めることについてです。

福島県は、原発事故から十年が経過いたしました。今でも被災された方々は本当に苦しみの中にあると思います。農業や漁業は今本当に復興がこれからという、そういう状況にもなってきて、この十年間漁業者の方々は本当に苦しんできたわけです。子供たちとその親も将来への不安を抱いて生活してきたというふうに思っています。そうした大本というのがやはりあの原発の事故にあるわけです。

知事は、この原発ゼロを求める、そうした多くの声に対して、国が決めることだと、そういうことで知事自身の発言はなされていないのですが、やはりこの原発事故が起きた福島県の知事の責任として、そして原発に頼らない福島県づくり、地域づくりを掲げている、その県の知事として、やはり原発ゼロという、そのことを強く国に求めるべきだというふうに思うのです。

ですから、原発ゼロを国に求める、そのことについて再質問をさせていただきたいと思えます。

次に、危機管理部長に再質問をさせていただきます。

県独自の見舞金についてであります。

福島県は、原発事故があり、新型コロナウイルス、そして今回の地震の被害で、本当に二重三重の苦しみの中にあります。でも、福島県は台風被害のときに、生活再建支援法に該当しない、そういう方に対して見舞金を支給している、そういう実績もあるわけですから、今回そうした生活再建支援法などに適用しないという方々への見舞金、これを検討すべきだというふうに思いますので御検討いただきたい。再質問させていただきたいというふうに思います。

同じく危機管理部長に、市町村への罹災証明の発行などに対する市町村支援、これを強めることについてです。

先ほどの御答弁で、五つの自治体、百三十二人の職員がこれに派遣をされていると。今自治体の中では、この時期、確定申告であるとか、被災された家屋の様々な住民の方々の要望をお聞きしたり、それに対応することで本当に人手が足りない状況になっているというふうに思います。被害状況に応じて、自治体の要求に応じて派遣をするということだと思っておりますけれども、そうした自治体の要望に応じてこれからも県の職員の派遣をお願いしたいというふうに思いますので、この点でももう一度御答弁をお願いしたいと思います。

商工労働部長にグループ補助金について質問させていただきます。

国は、二十六日にグループ補助金を適用させると、そういう報道がありました。これは答弁もありました。ただ、その枠組みがこれからだと、予算もこれからだと、そういうことだというふうに思います。

これは、本当に被災された方々、事業者の方々が事業継承をきちんとできる、そういうものにならないというふうに思います。いつからこれがきちんとできるのか、そして被災が小規模というか小さい自治体もありますので、全県一本でこのグループ補助金ができるようにすべきだと思うのですけれども、その点についても御答弁いただきたいというふうに思います。

◎知事（内堀雅雄君）吉田議員の再質問にお答えいたします。

福島県は、復興の基本理念に原子力に依存しない安全・安心で持続的に発展可能な社会づくりを掲げ、復興再生を進めてきたところであります。

また、原子力政策につきましては、これまで様々な機会を通じ、本県の原発事故の現状と教訓を踏まえるべきであること、住民の安全・安心の確保

を最優先にすべきであることを訴えてまいりました。

今後とも、こうした発信をしっかりと継続してまいります。

◎危機管理部長（大島幸一君）再質問にお答えいたします。

県独自の見舞金の支給についてであります。

現在県では市町村と連携して住家の被害認定調査に取り組んでいるところ
であります。

引き続き被害の状況の把握に努めて、様々な制度を活用しながら被災者の
生活再建を支援してまいります。

次に、市町村への人的な支援についてであります。これまで県では職員
を派遣して市町村の支援に当たってきているところあります。

引き続き市町村の要望をお聞きしながら、速やかな被害認定調査及び罹災
証明書の交付の支援に取り組んでまいります。

◎商工労働部長（宮村安治君）再質問にお答えいたします。

二月十三日の地震で被災をした事業者に対する中小企業等グループ補助金
につきましては、これまでの制度を基本として運用可能とされるものと思
えております。

県といたしましても、速やかに体制を整えまして、事業者の支援に努めて
まいります。

◎二十六番（吉田英策君）再々質問をさせていただきます。

商工労働部長にお聞きをしたいと思えます。

私は今、このグループ補助金は全県一円で、そういう支援の仕方も検討し
てみたらいいのではないかと言ったのですけれども、その辺の検討という
のはどういうふうなことなのかちょっとお聞きしたいのと、コロナ禍にお
ける県の直接雇用について再質問したいというふうに思います。

部長答弁では、会計年度任用職員で対応をなさると。しかし、この採用枠

は多分増えていないというふうに思うのです。そして、この任用職員に応募しようとしても、なかなか種類が多様でないものですから、応募をする方もちゅうちょしてしまうという、そういうこともあるというふうに思います。

このコロナの下で、今女性の方、非正規の方は雇用が本当に大変になっています。それを県の施策として雇用の場をつくっていくというのは本当に大事なことだというふうに思っています。直接雇用をどういうふうに増やしていくのか、会計年度任用職員の採用枠を大きくやはり増やすべきだなというふうにも思っています。

そして、様々な職種で働けるよう、そういう枠も広げるというのも必要だというふうに思うのです。そして、失業対策事業、こうした取組も緊急な取組としては必要だというふうに思います。コロナ禍の下で、県の直接雇用をどう拡大していくのか、再質問させていただきたいというふうに思います。

教育長に高校の統廃合についてお聞きをしたいというふうに思います。

田島高校と南会津高校の統廃合については、まだ住民の方々、関係者の方々の合意が得られていないものだというふうに私は理解をしています。

教育委員会のほうでは改革懇談会や住民の方々を求める住民説明会、これを本当に住民の方々の要望に応じて、必要に応じて継続して開くということが本当に大事なことだし、この統廃合は多くの方の合意と納得の下で進めるということが本当に求められるなというふうに思うのですけれども、まだそういうことにはなっていない。その下で進めれば結論の押しつけにしかないのではないかなというふうに思います。

特にこの地域では人口減少が本当に著しく起きていて、そのために地域の方々が努力をしている、そういうさなかだということも聞いています。で

すから、地域の努力に冷や水を浴びせるような、そういうものであつてはならないというふうに思います。

田島高校と南会津高等学校の統廃合について、住民説明会、そして改革懇談会など、住民の方々の要望に応じてこれからも継続して開いていただきたい、そのことを再質問させていただきます。

◎商工労働部長（宮村安治君）再質問にお答えいたします。

グループ補助金につきましては、これまでの制度を基本として運用可能とされるものと考えております。全県一円が対象となるというふうに考えておりますが、その点につきましては今後国としっかりと協議をさせていただきま

緊急雇用事業につきましては、県の会計年度任用職員の枠を増やして今年度直接雇用を行ってまいりました。加えまして、十二月からは県で雇用する以外の形も導入しているということでございます。

新年度におきましては、この県以外の県の業務を受注する事業者が雇用する方式、これによって雇用の枠を増やして取り組んでいきたいというふうに考えております。

◎教育長（鈴木淳一君）再質問にお答えいたします。

南会津町における高等学校の統合の件でございますが、まずは直接、当事者である中学生あるいは保護者等に対する説明の場を設けてまいりますほか、内容に大きな変更であるとか進展であるとか動きがありますれば、その必要に応じて懇談会も含めて地域の皆様には丁寧な説明を続け、御理解をいただくよう努めてまいります。